

サービス提供証明書について

サービス利用時に利用者からサービス費用全額（10割）を徴収した際に、サービス内容を証明する書類として被保険者に交付します。利用者は交付されたサービス提供証明書と領収書を添付して、区役所に保険給付（9割分または8割分）の償還払い申請を行います。

<利用者からサービス費用全額を徴収する場合>

ケアプランが作成されていない場合

被保険者証に支払方法変更の記載がある場合

（1）記載事項

以下に明記していない項目については介護給付費明細書と同様の記載方法とする。

公費関係欄	}	記載不要
計画単位数		
保険給付率		

利用者負担額 - 単位数合計に単位数単価を乗じた結果(切り捨て)を記載する。

（2）作成単位 サービス提供月ごとに作成する。

（3）事業所印 証明のために事業所の代表者印を押印する。

【参考】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

他の居宅サービス、基準該当居宅サービス及び施設サービスの場合も同様